

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

令和6年10月16日

従業員の仕事と子育ての両立を支援するため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和6年11月1日から令和11年10月31日までの5年間

2. 内容

【目標】

安心して育児休業を取得し、職場復帰してもらうため、育児休業期間中の代替要員の確保、業務体制の見直しを行う。

【対策】

- ・計画期間中 育児・介護休業法及び育児・介護休業規程の周知
- ・計画期間中 育児休業取得の申し出により、各店店長及び総務部が連携して、代替要員の確保及び業務体制の見直しを行う。

前計画期間(令和1年11月1日から令和6年10月31日まで)における育児休業取得実績

9名